

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和3年4月1日(2021.4.1)

【公表番号】特表2020-512435(P2020-512435A)

【公表日】令和2年4月23日(2020.4.23)

【年通号数】公開・登録公報2020-016

【出願番号】特願2019-546925(P2019-546925)

【国際特許分類】

C 09 J 175/04	(2006.01)
C 09 J 11/06	(2006.01)
C 09 J 7/38	(2018.01)
C 09 J 7/20	(2018.01)
C 08 G 18/48	(2006.01)
C 08 G 18/42	(2006.01)
C 08 G 18/40	(2006.01)

【F I】

C 09 J 175/04	
C 09 J 11/06	
C 09 J 7/38	
C 09 J 7/20	
C 08 G 18/48	0 3 3
C 08 G 18/42	
C 08 G 18/40	0 1 8

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月12日(2021.2.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリイソシアネート成分とポリオール成分との反応生成物を含むポリウレタンポリマーを含む感圧接着剤組成物であって、

前記ポリオール成分が、10未満の親水性・親油性バランスを有するポリオール成分を含み、

前記ポリウレタンが、0.5重量%～10重量%の、12を超えるHLBを有する親水性重合単位を含む、感圧接着剤組成物。

【請求項2】

前記ポリオール成分、イソシアネート成分、又はこれらの組み合わせが、少なくとも1つの六員環構造を含む、請求項1に記載の感圧接着剤組成物。

【請求項3】

前記ポリオール成分、イソシアネート成分、又はこれらの組み合わせが、少なくとも4、5、又は6個の炭素原子を有するアルキレン基を含む、請求項1又は2に記載の感圧接着剤組成物。

【請求項4】

前記ポリイソシアネート成分が、25で液体であるポリイソシアネートを含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の感圧接着剤。

【請求項 5】

前記ポリオール成分が、C 3 6 ベースのポリエステルポリオールを含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の感圧接着剤。

【請求項 6】

前記ポリウレタンポリマーが、エチレン性不飽和基を更に含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の感圧接着剤。

【請求項 7】

前記エチレン性不飽和基の少なくとも一部が、ペンダントである、請求項 6 に記載の感圧接着剤。

【請求項 8】

前記エチレン性不飽和基が、少なくとも 2 つのヒドロキシル基と、少なくとも 2 つのエチレン性不飽和基とを含むモノマーの反応生成物である、請求項 7 に記載の感圧接着剤。

【請求項 9】

前記ポリウレタンポリマーが、一般式 $(H X)_2 R^1 A$ [式中、A は、 $-CO_2M$ 、 $-OSO_3M$ 、 $-SO_3M$ 、 $-OPO(OM)_2$ 、 $-PO(OM)_2$ (式中、M は H 又はカチオンである) から選択される官能性酸基であり、X は O、S、NH、又は NR (式中、R は 1 ~ 4 個の炭素原子を含むアルキレン基である) であり、R¹ は、3 以上の価数を有する有機連結基であり、1 ~ 50 個の炭素原子を含み、場合により、1 個以上の 3 級窒素、エーテル酸素、又はエステル酸素原子を含み、イソシアネート反応性水素含有基を含まない] によって表される官能性酸含有化合物の反応生成物を更に含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の感圧接着剤。

【請求項 10】

前記ポリウレタンが、0.001 ~ 37 mmol の A / 100 g PU を含む、請求項 9 に記載の感圧接着剤。

【請求項 11】

前記ポリウレタンが、前記ポリウレタンのいずれかのエチレン性不飽和基の架橋前に、75,000 g / モル ~ 200,000 g / モルの範囲の重量平均分子量を有する、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の感圧接着剤。

【請求項 12】

マルチ - (メタ) アクリレート架橋剤、酸反応性化合物、又はこれらの組み合わせを更に含む、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の感圧接着剤。

【請求項 13】

前記架橋剤が、ウレタン (メタ) アクリレートオリゴマーである、請求項 12 に記載の感圧接着剤。

【請求項 14】

前記架橋剤が、アルキレンオキシド繰り返し単位を含む、請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の感圧接着剤。

【請求項 15】

前記接着剤が、

65 及び相対湿度 90 % にて 72 時間の放置時間後に、室温下、300 mm / 分の剥離速度において少なくとも 15 N / dm ~ 200 N / dm のガラスに対する 180 ° 剥離強度を有する、及び / 又は

オレイン酸又は 70 % のイソプロピルアルコール水溶液中、70 ° で 72 時間後に 3 ~ 5 の耐薬品性評価を有する、

請求項 1 ~ 14 のいずれか一項に記載の感圧接着剤組成物。